

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)

(傍線部分は改正部分)

改正案

(特定無線設備等)

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

一～五十七の二 (略)

五十七の三 設備規則第三十七条の二十七の二十四及び第三十七条の二十七の二十五においてその無線設備の条件が定められているエリ

ア放送を行う地上一般放送局に使用するための無線設備

五十八～六十二 (略)

現行

(特定無線設備等)

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

一～五十七の二 (同上)

五十八～六十二 (同上)

別表第一号 技術基準適合証明のための審査 (第六条及び第二十五条関係)

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

(3)(1)・(2) (略)
特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

置装	一二試験項目	三測定器等	四特定無線設備の種別
			(略)
第一項	第一条		
	一項第五	第二条第	
	第二条		
		(略)	

置装	一二試験項目	三測定器等	四特定無線設備の種別
			(同)
上		第一条	
第一項		第二条	
第一項		第二条	
上		(同)	

別表第一号 技術基準適合証明のための審査 (第六条及び第二十五条関係)

一 (同上)

(3)(1)・(2) (同上)
特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

総合周波数特性	搬送波電力	特 別 性 性 能 性	ブレエンファシス	変 調 度	周波数偏位又は 周波数偏移又は 度	比 吸 收 率	空 中 線 電 力	射 の 強 度	ス プ リ ア ス 發 射 又 は 不 要 發 射	占 有 周 波 數 帶 幅	周 波 數 數	置 装 信 送	
												周波数計又は スペクトル分析器	周波数計又は 疑似音声発生器又は 疑似信号発生器
低周波発振器	スペクトル分析器	低周波発振器	直線検波器	直線検波器	低周波発振器	比吸收率測定装置	電力計、電界強度	スペクトル分析器	低周波発振器	スペクトル分析器	周波数計又は 疑似音声発生器又は 疑似信号発生器	周波数計又は 疑似音声発生器又は 疑似信号発生器	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
						○	○	○	○	○	○	○	
						○	○	○	○	○	○	○	
						○	○	○	○	○	○	○	
						○	○	○	○	○	○	○	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

総合周波数特性	搬送波電力	特 別 性 性 能 性	ブレエンファシス	変 調 度	周波数偏位又は 周波数偏移又は 度	比 吸 收 率	空 中 線 電 力	射 の 強 度	ス プ リ ア ス 發 射 又 は 不 要 發 射	占 有 周 波 數 帶 幅	周 波 數 數	置 装 信 送	
												周波数計又は 疑似音声発生器又は 疑似信号発生器	周波数計又は 疑似音声発生器又は 疑似信号発生器
低周波発振器	スペクトル分析器	低周波発振器	直線検波器	直線検波器	低周波発振器	比吸收率測定装置	電力計、電界強度	スペクトル分析器	低周波発振器	スペクトル分析器	周波数計又は 疑似音声発生器又は 疑似信号発生器	周波数計又は 疑似音声発生器又は 疑似信号発生器	
(同)	上(同)	上(同)	上(同)	上(同)	上(同)	上(同)	上(同)	上(同)	上(同)	上(同)	上(同)	上(同)	
						○	○	○	○	○	○	○	
						○	○	○	○	○	○	○	
(同)	上(同)	上(同)	上(同)	上(同)	上(同)	上(同)	上(同)	上(同)	上(同)	上(同)	上(同)	上(同)	

置 装 信 受													
減 衰 量	通 過 帶 域 幅	感 度	電 波 等 の 限 度	副 次 的 に 發 す る	送 信 速 度	搬 送 波 を 送 信 し て い ない と き の 電 力	漏 え い 電 力 又 は 帶 域 外 漏 え い 電 力	隣 接 チ ヤ ネ ル	が り 時 間	送 信 立 ち 上 が り 時 間 及 び 送 信 立 ち 下	総 合 歪 及 び 雜 音		
レ 周 標 準 信 号 波 数 發 生 計 計 器	レ 周 標 準 信 号 波 数 發 生 計 計 器	レ 周 標 準 信 号 波 数 發 生 計 計 器	歪 率 レ ベ ル 計 計 又 は 音	電 界 強 度 測 定 器	又 は ス ペ ク ト ル 分 析 器	低 周 波 發 振 器	低 周 波 發 振 器	電 力 測 定 用 受 信 機	低 周 波 發 振 器	電 力 測 定 用 受 信 機	オ シ ロ ス コ ー プ	歪 率 雜 音 計	電 力 計
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
				注 8	○								
					○				○				
					○								
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

置 装 信 受													
減 衰 量	通 過 帶 域 幅	感 度	電 波 等 の 限 度	副 次 的 に 發 す る	送 信 速 度	搬 送 波 を 送 信 し て い ない と き の 電 力	漏 え い 電 力 又 は 帶 域 外 漏 え い 電 力	隣 接 チ ヤ ネ ル	が り 時 間	送 信 立 ち 上 が り 時 間 及 び 送 信 立 ち 下	総 合 歪 及 び 雜 音		
レ 周 標 準 信 号 波 数 發 生 計 計 器	レ 周 標 準 信 号 波 数 發 生 計 計 器	レ 周 標 準 信 号 波 数 發 生 計 計 器	歪 率 レ ベ ル 計 計 又 は 音	電 界 強 度 測 定 器	又 は ス ペ ク ト ル 分 析 器	低 周 波 發 振 器	低 周 波 發 振 器	電 力 測 定 用 受 信 機	低 周 波 發 振 器	電 力 測 定 用 受 信 機	オ シ ロ ス コ ー プ	歪 率 雜 音 計	電 力 計
上 同	上 同	上 同	上 同	上 同	上 同	上 同	上 同	上 同	上 同	上 同	上 同	上 同	上
				注 8	○								
					○								
上 同	上 同	上 同	上 同	上 同	上 同	上 同	上 同	上 同	上 同	上 同	上 同	上 同	上

イ
ウ
注 1 (21)
(略)

申込設備が第二条第一項第一号の四、第四号、第四号の五、第四号の六、第九号、第十号の一、第十一号、第十一号の二（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行

総合歪及び雑音	特性 デイエンファシス	周波数変動	局部発振器の 数	相互変調特性	感度抑圧効果	選択度	隣接チャネル	スプリアス・レスポンス
歪率標準信号発生器計	直線検波器	低周波発振器	周波数	歪率標準信号発生器計	標準信号発生器計	オシロスコープ	標準信号発生器	標準信号発生器
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

イ
ウ
注 1 (21)
(同上)

申込設備が第二条第一項第一号の四、第四号、第四号の五、第四号の六、第九号、第十号の一、第十一号、第十一号の二（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行

う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の六(符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三(陸上移動局に使用するものに限る。)、第十一号の十四(陸上移動局に使用するためのものに限る。)、第十四号、第十四号の二、第二十号、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第五十七号、第五十七号の二又は第五十七号の三である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験(設備規則第三十七条の二十七の六の二第一項第一号口及びハ並びに第二項、第四十九条の六の三第一項第一号口及びハ、同項第二号口並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の四第一項第一号口及びハ、同項第二号口並びに第二項第一号及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の六の二第一項第一号口及びハ並びに第二項、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第二項第一号口及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号口に第二項第一号及びハ並びに第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第二項第一号口及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号口、第四十九条の七の二第一号チ、第四十九条の八の三第二項第一号、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)まで並びに口(2)及び(3)同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九条の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十四の二第一号口か

う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の六(符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三(陸上移動局に使用するものに限る。)、第十四号、第十四号の二、第二十号、第二十一号の十一、第二十一号の十二、第二十一号の十三(陸上移動局に使用するものに限る。)、第十一号の十四(陸上移動局に使用するためのものに限る。)、第十四号、第十四号の二、第二十号、第二十一号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第五十七号又は第五十七号の二である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験(設備規則第三十七条の二十七の十第四項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六の二第一項第一号ロ及びハ並びに第二項、第四十九条の六の三第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号イ及び第二号、第四十九条の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ(4)、第四十九条の七の二第一号チ、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九条の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十四の二第一号ロからヘまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十四の三

のくまで並びに第一号及びロ、第四十九条の二十九条の二第一項第一号及び第一号ロ、第四十九条の二十七第一項第六号、第七号及び第九号、第四十九条の二十七第二項、第五十四条第一号からチ第十九条の一十七第一項、第五十四条第一号からチまで、第五十四条第四号イ(6)、第五十四条の三第一項第三号からチ第十四条第一号イ(6)、第五十四条の三第一項第三号からチ第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又は、これと同等以上の方法により審査する試験をいつ。）を行つ。

11・11 (監)

別表第二号 工事設計の様式（別表第一号一(1)関係）
第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

様式 (略)
注1～10 (略)

注11 6の欄は、次によること。

(1)～(4) (略)

(5) エリア放送を行う地上一般放送局に使用するための無線設備について、空中線指向図を添付すること。

注12 (略)

第二～第六 (略)

様式 (略)

別表第三号～第六号 (略)
様式第一号～第六号 (略)

様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係)
表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を附加したものとする。

様式 (略)
注1～3 (略)

第一号及び第一号ロ、第四十九条の二十七第一項第六号、第七号及び第九号、第四十九条の二十七第二項、第五十四条第一号からチまで、第五十四条第四号イ(6)、第五十四条の三第一項第三号からチ第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又は、これと同等以上の方法により審査する試験をいつ。）を行う。

11・11 (匠)

別表第二号 工事設計の様式（別表第一号一(1)関係）
第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

様式 (同左)
注1～10 (同左)

注11 6の欄は、次によること。

(1)～(4) (同左)

注12 (同左)

第二～第六 (同左)

様式 (同左)

別表第三号～第六号 (同左)
様式第一号～第六号 (同左)

様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係)
表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を附加したものとする。

様式 (同左)
注1～3 (同左)

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める

登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目

及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記 号
第2条第1項第1号の4に掲げる無線設備	M又はN
(途中省略)	:
第2条第1項第57号に掲げる無線設備	O V
第2条第1項第57号の2に掲げる無線設備	U U
第2条第1項第57号の3に掲げる無線設備	D S
第2条第1項第58号に掲げる無線設備	R U
第2条第1項第59号に掲げる無線設備	S U
第2条第1項第60号に掲げる無線設備	T U
第2条第1項第61号に掲げる無線設備	Z U
第2条第1項第62号に掲げる無線設備	C T

5 (略)
様式第8号～第14号 (略)

4 (同左)

特定無線設備の種別	記 号
第2条第1項第58号に掲げる無線設備	R U
第2条第1項第59号に掲げる無線設備	S U
第2条第1項第60号に掲げる無線設備	T U
第2条第1項第61号に掲げる無線設備	Z U
第2条第1項第62号に掲げる無線設備	C T

5 (同左)
様式第8号～第14号 (同左)